

# 鹿児島県労働委員会年報

平成30年版  
(平成30年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

# 目 次

<b>第1章 労働委員会による調整・審査</b> .....	1
<b>第1節 労働争議の調整</b> .....	1
1 概 況 .....	1
2 調整事件 .....	4
○ 平成30年(あ)第1号事件 .....	4
3 労働争議の実情調査 .....	5
4 争議行為予告通知 .....	6
<b>第2節 個別労働関係紛争のあっせん</b> .....	9
1 概 況 .....	9
2 個別労働関係紛争あっせん事件 .....	11
(1) 平成30年(個)第1号事件 .....	11
(2) 平成30年(個)第2号事件 .....	11
(3) 平成30年(個)第3号事件 .....	11
(4) 平成30年(個)第4号事件 .....	12
(5) 平成30年(個)第5号事件 .....	12
(6) 平成30年(個)第6号事件 .....	12
(7) 平成30年(個)第7号事件 .....	13
(8) 平成30年(個)第8号事件 .....	13
(9) 平成30年(個)第9号事件 .....	13
<b>第3節 不当労働行為事件の審査</b> .....	14
1 概 況 .....	14
2 審査事件 .....	16
<b>第4節 行政訴訟事件</b> .....	16
<b>第5節 再審査事件</b> .....	16
<b>第6節 資格審査</b> .....	16
1 概 況 .....	16
2 資格審査一覧表 .....	17
3 資格審査取扱状況 .....	17
<b>第7節 認定告示</b> .....	17
<b>第2章 労働委員会活性化のための取組（平成30年度）</b> .....	18
<b>I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策</b> .....	18
1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催 .....	18
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報 .....	19
3 委員による出前講座 .....	21
<b>II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策</b> .....	23
<b>III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策</b> .....	24

# 第1章 労働委員会による調整・審査

## 第1節 労働争議の調整

### 1 概 況

- (1) 平成30年に係属した調整事件は1件である。
- (2) 調整事件の調整区分はあっせん（第2表）で、開始事由は組合からの申請である（第3表）。
- (3) 調整事項は、団体交渉促進等である（第4表）。
- (4) 業種別では、運輸業・郵便業である（第5表）。
- (5) 終結状況としては、打切りである（第6表）。
- (6) 調整に要した所要日数は、97日である（第7表）。

**第1表 平成30年調整事件取扱一覧**

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あっせん員
		----- 従業員数				年月日	事 項			
平成30年 (あ)第1号 事件(550)	あっ せん	9	労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業側が組合によって差別的対応をすることについて</li> <li>・地方公営企業管理者の当組合団体交渉への出席要請及び誠実な団体交渉の実施</li> <li>・地方公営企業管理者自らの発言に対する、管理者自らの説明の実施</li> </ul> 等	打切り	30. 4.23	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	97	0	公:田中 労:原園 使:吉富
						4.25	あっせん員指名			
						5.11	事務局調査 (被申請者)			
		380				5.15 以降	あっせん開催に 向け調整			
						7.30	打切り			

**第2表 調整区分別件数（新規申請分）**

調整区分 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年
あっせん	3		2	1	1
調 停					
仲 裁					
計	3	0	2	1	1

**第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）**

調整区分 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年
組 合 申 請	2		2	1	1
使用 者 申 請	1				
双 方 申 請					
計	3	0	2	1	1

**第4表 調整事項別件数（新規申請分）**

調整事項 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年
組合承認・組合活動					
労働協約・効力・解釈履行					
賃 金 等	賃 金 増 額				
	一 時 金				
	諸 手 当				
	退 職 一 時 金				
	そ の 他	2			
計	2				
給与以外の労働条件					
経 営 人 事	事業所廃止・事業縮小				
	配 置 転 換				
	解 雇				
	そ の 他				
計					
団体交渉促進等	1		2	1	1
そ の 他					
合 計	3	0	2	1	1

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業			情報通信業 その他	運輸業・郵便業				卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業									
26年													1	1	1			3
27年																		0
28年													2					2
29年																1		1
30年										1								1

第6表 調整の終結状況

年 調整区分 終結様	26年			27年			28年			29年			30年			計
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁													
不開始 (規65-2)																
取下げ	1															1
うちあっせん 員指名前	1															1
解 決	案提示 解決	1														1
	自主 解決									1						1
	計	1								1						2
打切り・調停不調	1						2								1	4
合計	3						2			1					1	7
翌年繰越																

## 第7表 調整の所要日数

区分	26年	27年	28年	29年	30年
平均	27	—	33	197	97
最長	31	—	43	197	97
最短	23	—	22	197	97

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

## 2 調整事件

### ○ 平成30年(あ)第1号事件

- 1 通 番 550号
- 2 申請年月日 平成30年4月23日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 Y地方公営企業
- 5 業 種 運輸業・郵便業
- 6 あっせん員 (公) 田中 佐和子 (労) 原園 正敏 (使) 吉富 秀介
- 7 調整事項

- ①地方公営企業側が組合によって差別的対応をすることについて
- ②地方公営企業管理者の当組合団体交渉への出席要請及び誠実な団体交渉の実施
- ③地方公営企業管理者自らの発言に対する、管理者自らの説明の実施
- ④地方公営企業側が団体交渉出席者の選定における地方公営企業側の裁量事項を乱用していること

### 8 申請に至るまでの経過

- (1) 平成28年8月から平成30年3月までの間に、X組合は度々の地方公営企業管理者出席による団体交渉の実施を申し入れたが、いずれの申し入れに対してもY地方公営企業側は、「団体交渉におけるY地方公営企業側の出席者の選任についてはY地方公営企業の裁量事項である」として地方公営企業管理者の出席に応じず、また、X組合に対し団体交渉の交渉事項を具体的に示すように求めたこと等から、団体交渉が1回も実施されない状況であった。

この間、地方公営企業管理者は、X組合とは別の労働組合との団体交渉には参加していることが判明した。

- (2) 平成30年4月23日、X組合は、県労委にあっせんに申請した。
- (3) 申請時に申請者（X組合）の実情調査を実施

### 9 申請後の経過

- (1) 平成30年4月25日、あっせん員を指名
- (2) 平成30年5月11日、被申請者（Y地方公営企業）の実情調査を実施  
被申請者はあっせんを受ける意思を表明
- (3) 平成30年5月15日以降、あっせん開催に向け調整を行う。
- (4) 平成30年7月30日、あっせんに継続することが不可能であると判断し、打ち切りを決定

あっせん開催に向けて鋭意調整を行ってきたが、「あっせんを行うことが不可能である」と判断し、平成30年7月30日に、あっせんは打ち切りにより終結した。

### 3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

平成30年中の実情調査件数は5件で、すべて公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

**第8表 平成30年実情調査一覧**

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	調査事項	調査開始月日 調査終了月日	備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,800 ----- -	医療業	賃上げ及び一時 金等	2. 27 ----- 4. 3	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約1,100 ----- -	陸上旅客運送 業	賃金引き上げ要 求等	3. 5 ----- 3. 27	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	日本エアコミューター 乗員組合	約 80 ----- -	航空・運輸業	安全に関する要 求等	3. 12 ----- 3. 22	争議行為予告
4	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,800 ----- -	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10. 24 ----- 12. 5	争議行為予告
5	日本エアコミューター 乗員組合	73 ----- -	航空・運輸業	現在の勤務パタ ーンの改善等	11. 5 ----- 11. 6	争議行為予告

#### 4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は42件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、4件である。

**第9表 平成30年争議行為予告通知一覧**

番号	通知先	通知者		争議事項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名称	所在地			月日	場所
1	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東京	賃上げに関する要求等	2.15	3.7以降	鹿児島県ほか31都道府県
2	中労委	国鉄労働組合	東京	2018年4月1日以降の賃金の引き上げ等に関する要求	2.15	2.27以降	沖縄県を除く全国
3	中労委	ANA乗員組合	東京	人員配置に関する要求等	2.16	3.23以降	鹿児島県ほか31都道府県
4	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス乗員組合	福岡	安全運航に関する要求等	2.21	3.6以降	鹿児島県ほか29都道府県
5	中労委	日本航空ユニオン	東京	2018年度賃上げ等に関する要求等	2.21	3.6以降	鹿児島県ほか24都道府県
6	中労委	日本航空(株)	東京	2018年度賃上げ等に関する要求等	2.22	3.6以降	鹿児島県ほか24都道府県
7	中労委	全日本港湾労働組合	東京	賃金引き上げ等	2.23	3.6以降	鹿児島県ほか24都道府県
8	中労委	全国電力関連産業労働組合総連合	東京	2018春季生活闘争に関する要求等	2.26	3.9以降	全国
9	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	賃上げ及び一時金等	2.27	3.15以降	鹿児島県
10	中労委	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東京	賃金引き上げ等に関する要求等	2.27	3.15以降	沖縄県を除く全国
11	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東京	賃金引き上げ等	2.28	3.16以降	全国
12	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東京	勤務評定の撤回等に関する要求	2.28	3.15以降	鹿児島県ほか28都道府県
13	中労委	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京	賃金改善に関する要求等	2.28	3.12以降	全国
14	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	賃金に関する要求	3.5	3.19以降	鹿児島県ほか31都道府県
15	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	勤務に関する要求	3.5	3.19以降	鹿児島県ほか31都道府県
16	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	採用数に関する要求	3.5	3.19以降	鹿児島県ほか31都道府県
17	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東京	賃金引き上げ要求等	3.5	3.16以降	全国
18	中労委	日本航空乗員組合	東京	安全運航に関する要求等	3.6	3.23以降	鹿児島県ほか23都道府県
19	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東京	被解雇者に関する要求	3.8	3.23以降	鹿児島県ほか23都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
20	中労委	KDDI労働組合	東 京	2018年賃金改善に関する要求等	3. 8	3.19 以降	島根県を除く 全国
21	中労委	日本航空㈱	東 京	安全運航に関する 要求等	3. 9	3.23 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
22	中労委	日本航空㈱	東 京	被解雇者に関する 要求	3. 9	3.23 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
23	中労委	全国港湾労働組合連 合会	東 京	2018年度産別労働 条件及び産別協定 の改定に関する要 求	3.12	3.23 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
24	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミュニ ー乗員組合	鹿児島	安全に関する要求 等	3.12	3.23 以降	鹿児島県ほか 5府県
25	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	一時金の要求貫徹 等	5.25	6. 8 以降	鹿児島県ほか 44都道府県
26	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス乗 員組合	福 岡	安全運航に関する 要求等	5.25	6. 7 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
27	中労委	日本航空キャビン クルーユニオン	東 京	2018年夏闘要求	6. 5	6.21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
28	中労委	日本航空㈱	東 京	2018年夏闘要求	6. 8	6.21 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
29	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	夏季一時金	6.14	6.26 以降	鹿児島県ほか 2 県
30	中労委	全日本建設交運一般 労働組合	東 京	2018年年末一時金 に関する統一要求	10.18	11. 1 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
31	中労委 (愛知県労委経由)	ANAウイングス乗 員組合	福 岡	安全運航に関する 要求等	10.19	11. 1 以降	鹿児島県ほか 30都道府県
32	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組 合連合会	鹿児島	年末一時金及び労 働条件の抜本的改 善等	10.24	11. 8 以降	鹿児島県
33	中労委	日本航空ユニオン	東 京	一時金、賃金・手 当に関する要求等	10.26	11. 6 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
34	中労委	全日本赤十字労働組 合連合会	東 京	勤務評定反対等	10.26	11. 8 以降	鹿児島県ほか 28都道府県
35	中労委	日本航空㈱	東 京	日本航空ユニオン の主張する「2018 年年末要求」につ いて	10.26	11. 6 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
36	中労委	日本航空キャビン クルーユニオン	東 京	被解雇者に関する 要求等	10.31	11.16 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
37	中労委	日本航空㈱	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 主張する「2018年 年末要求」に関す る件	10.31	11.16 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
38	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	労働時間の短縮等	11. 1	11.13 以降	鹿児島県ほか 2 県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
39	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	年末一時金等	11. 2	11.16 以降	全 国
40	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミュニタ ー乗員組合	鹿児島	賃金に関する要求 等	11. 5	11.17 以降	鹿児島県ほか 6都道府県
41	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東 京	職場・組織総点検 闘争	11.15	11.26 以降	鹿児島県ほか 34都道府県
42	中労委	全日本国立医療労働 組合	東 京	2018年賃金, 労働 条件改善要求	11.22	12. 3 以降	全 国

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん

### 1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの平成30年の新規申請は9件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの10件、賃金等に関するもの3件、労働条件等に関するもの3件、職場の人間関係に関するもの3件、その他1件である(第2表)。
- (3) 業種別では、電気・ガス・熱供給・水道事業1件、金融業・保険業1件、医療・福祉2件、生活関連サービス業・娯楽業3件、公務2件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、解決4件、打ち切り5件である(第4表)。

**第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）**

区分 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年
労働者申請	5	7	3	3	9
使用者申請					
双方申請					
計	5	7	3	3	9

**第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）**

内容 \ 年	26年	27年	28年	29年	30年	
経営・人事	解 雇	2	4	1	2	2
	配置転換, 出向・転籍		1			3
	懲 戒 処 分		1		2	1
	退 職	1		1		2
	そ の 他	1	2			2
	計	4	8	2	4	10
賃金等	賃 金 未 払 い	1	1	1		3
	賃 金 減 額					
	一 時 金					
	退 職 一 時 金					
	解 雇 手 当	1				
	そ の 他		3			
	計	2	4	1	0	3
労 働 条 件 等		2			3	
職 場 の 人 間 関 係	3	1	1	1	3	
そ の 他					1	
合 計	9	15	4	5	20	

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

**第3表 産業別件数（新規申請分）**

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業 （他に）	公務	計
26年		1						1	2				1		5
27年		1		1		1			1			2		1	7
28年	1					1			1						3
29年		1							1		1				3
30年			1				1		2				3	2	9

**第4表 あっせんの終結状況**

終結態様		年	26年	27年	28年	29年	30年
不開始							
取下げ (解決を除く)					1 (1)	1	
うちあっせん 員指名前					(1)		
解決	案提示解決		1	2	2	2	3
	自主解決						1
	計		1	2	2	2	4
打切り			4 (2)	4			5
合計			5 (2)	6	3 (1)	3	9
翌年繰越			0	1	0	0	0

(注) ( )は前年からの繰越で外書き。

## 2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	職 区分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
平成 30年 (個) 第1 号 (72)	労	生活関 連サー ビス業 ・娯楽 業	不当解雇に 対する和解 の実行	不当解雇をされたとして慰謝料, 交通費の支払い等を求めてあっせん 申請がなされた。 あっせんにおいて、隔たりは大き かったが、解決金額の調整を行い、 あっせん案を提示した。その後、当 事者双方よりあっせん案受諾の回答 がなされ、事件は終結した。	申請日	H30. 1. 16	(公)末永
					終結日	H30. 4. 12	(労)日高
					所要日数	87	(使)吉富
					あっせん 回数	2	
					終結区分	解決	
平成 30年 (個) 第2 号 (73)	労	公務	残業代の支 払い、原職 への復帰及 び雇用契約 の更新	残業代の支払い、原職への復帰及 び雇用契約の更新を求めてあっせん 申請がなされた。 あっせんにおいて、調整事項に ついて合意に至り、合意事項の履行 確認後、申請者が申請を取り下げる ことで双方了解し、その後、申請者 から取下書が提出され、事件は終結 した。	申請日	H30. 2. 22	(公)采女
					終結日	H30. 4. 11	(労)原園 ↓ 奥
					所要日数	49	
					あっせん 回数	1	(使)久永
					終結区分	解決	
平成 30年 (個) 第3 号 (74)	労	公務	病気を理由 とした現職 場からの異 動	病気を理由に現職場からの異動を 求めてあっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、被申請者から、 あっせんに応じられないとの文書に よる意思表示がなされ、あっせん員 協議の結果、打切りとなった。	申請日	H30. 3. 26	(公)宮廻
					終結日	H30. 5. 30	(労)村屋
					所要日数	66	(使)柳田
					あっせん 回数	0	
					終結区分	打切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取り下げは除く。)

事件名 (通番)	職 区 分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
平成 30年 (個) 第4 号 (75)	労	医療・ 福祉	労働環境の 改善など当 時の対応に 係る謝罪と 医療費や慰 謝料につい ての金銭的 解決	労働環境の改善など申請者への対応に係る謝罪と慰謝料についての金銭的な解決を求めて申請がなされた。 あっせんにおいて、被申請者が、パワハラ・嫌がらせや職場環境への配慮が十分でなかったことについては現在は対応済みとしたが、働きやすい職場環境への配慮が十分ではなかったことは認め、金銭解決で合意した。	申請日	H30. 4. 6	(公)白尾 (労)森田 (使)米盛
					終結日	H30. 5. 19	
					所要日数	44	
					あっせん回数	1	
					終結区分	解決	
平成 30年 (個) 第5 号 (76)	労	医療・ 福祉	懲戒解雇の 撤回及び依 願退職を認 めて退職金 を支払うこ と	懲戒解雇の撤回及び依願退職を認め退職金を支払うことを求めてあっせん申請がなされた。 被申請者から、あっせんには応じないとの文書による意思表示がなされ、あっせん員協議の結果、打切りとなった。	申請日	H30. 5. 11	(公)采女 (労)日高 (使)中村
					終結日	H30. 6. 18	
					所要日数	38	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打切り	
平成 30年 (個) 第6 号 (77)	労	電気・ ガス・ 熱供給 ・水道 業	昇進につい ての説明と 是正	不当な理由により昇進しないことに対する説明と是正を求めてあっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、被申請者の人事評定の制度運用や従業員育成方針について、申請者に説明した結果、合意に至り、協定書を取り交わして終結した。	申請日	H30. 8. 21	(公)宮廻 (労)日高 (使)柳田
					終結日	H30. 10. 3	
					所要日数	44	
					あっせん回数	1	
					終結区分	解決	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取り下げは除く。)

事件名 (通番)	職 区分	業 種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
平成30年(個)第7号(78)	労	金融業・保険業	いじめにより休職・退職となったことによる慰謝料等の請求	職場内でのいじめにより休職・退職を余儀なくされたとして慰謝料等の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、いじめの有無等に関する双方の主張の隔たりは埋まらなかった。あっせん員があっせん案を双方に提示し、回答を求めたが、あっせん案に対する当事者間の合意が得られず、事件は打切りにより終結した。	申請日	H30. 9. 27	(公)新納 (労)村屋 (使)濱上
					終結日	H30. 12. 28	
					所要日数	93	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打切り	
平成30年(個)第8号(79)	労	生活関連サービス業・娯楽業	県外異動辞令及び退職の撤回、現在の職場で継続就労	県外への異動辞令及び退職の撤回により、現在の職場で継続して就労できるよう求めて、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、歩み寄りの余地があるか確認・説得を行ったが、被申請者に歩み寄りの姿勢はなく、あっせん継続の提案にも応じず、事件は打切りにより終結した。	申請日	H30. 10. 29	(公)采女 (労)奥 (使)久永
					終結日	H30. 12. 20	
					所要日数	53	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打切り	
平成30年(個)第9号(80)	労	生活関連サービス業・娯楽業	定年年齢の引き下げ・県外異動辞令及び退職の撤回、現在の職場で継続就労	定年年齢の引き下げ・県外への異動辞令及び退職の撤回により、現在の職場で継続して就労できるよう求めて、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、歩み寄りの余地があるか確認・説得を行ったが、被申請者に歩み寄りの姿勢はなく、あっせん継続の提案にも応じず、事件は打切りにより終結した。	申請日	H30. 10. 29	(公)采女 (労)奥 (使)久永
					終結日	H30. 12. 20	
					所要日数	53	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取り下げは除く。)

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

平成30年は、不当労働行為の救済申立てはなかった。

**第1表 事件取扱状況**

(件数)

区分 年次	係属件数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関 与 和 解	救済	棄却	却下	
26年	1	1	2				1			1
27年	1	0	1			1				0
28年	0	0	0							0
29年	0	0	0							0
30年	0	0	0							0

**第2表 救済内容別申立件数**

区分 年次	労 組 法 第 7 条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
26年		1								1
27年										0
28年										0
29年										0
30年										0

- (注) 1号 …… 不利益取扱  
 2号 …… 団体交渉の拒否  
 3号 …… 支配介入  
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てことに対する不利益取扱

**第3表 申立人別申立件数**

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国
	申立件数	申 立 人 別			申立件数
		組 合	個 人	組 合・個人	
26年	1	1			371
27年	0				347
28年	0				303
29年	0				300
30年	0				298

**第4表 申立関係企業内の組合組織状況**

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
26年	1		1
27年			0
28年			0
29年			0
30年			0

**第5表 業種別申立件数**

業種 年	建設業	製 造 業			情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		その他	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業										その他
26年													1	1						2
27年																				0
28年																				0
29年																				0
30年																				0

※被申立人が2法人

## 第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
26年		480	480	—
27年		313	—	313
28年				—
29年				—
30年				—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。  
(平成24年7月改定)

## 第7表 事件一覧表

事件名	申立人 区分	申立 年月日	終結 年月日 (所要日数)	申立 条項	審査 委員	参与 委員	業種	請求する救済内容	終結 状況
該当なし									

## 2 審査事件

平成30年は、継続事件、新規事件ともになかった。

### 第4節 行政訴訟事件

平成30年は、係属事件がなかった。

### 第5節 再審査事件

平成30年は、係属事件がなかった。

### 第6節 資格審査

#### 1 概況

- (1) 平成30年は、前年からの繰越はなく、新規の組合資格審査申請が2件であった。
- (2) 申請理由別にみると、労働者委員推薦関係が2件であった。
- (3) 処理状況については、2件を適法であると認めた。

## 2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
平成30年1	X 1 組合	5,419	労働者委員の候補者推薦のため	H30. 4. 17	H30. 5. 8	適法決定
〃 2	X 2 組合	703	労働者委員の候補者推薦のため	H30. 4. 26	H30. 5. 8	適法決定

## 3 資格審査取扱状況

年次	区分	取扱件数	申請理由別(新規)				終結態様別				
			法人登記	救済申立	労働者供給事業	許可申請	労働者委員推薦	適法決定	不適法決定	取下げ	打ち切り
26		4		1		2	3				1
27		1							1		
28		4				4	4				
29		2				2	2				
30		2				2	2				

## 第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示については、平成30年は、申出がなかった。

## 第3章 労働委員会活性化のための取組（平成30年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「労働委員会活性化のための検討委員会」において、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出されたことを受け、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

なお、平成30年は不当労働行為の審査事件は取り扱わなかったが、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、実際の事件においても、「三者委員による事件の解決のための勧告」を行い和解への働きかけを行うなど、審査事件の迅速な解決に努めることとしている。

平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）における主な取組は、以下のとおりである。

### I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

#### 1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

##### (1) 定期相談会

毎月第4火曜日の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月24日(火)	2件(1)	8月28日(火)	4件(0)	12月25日(火)	3件(0)
5月22日(火)	1件(0)	9月25日(火)	8件(0)	1月22日(火)	3件(0)
6月26日(火)	4件(0)	10月23日(火)	5件(0)	2月26日(火)	4件(1)
7月24日(火)	3件(3)	11月27日(火)	2件(0)	3月26日(火)	2件(0)
				合 計	41件(5)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

##### (2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会（10月23日）のほか、休日相談会と出張合同相談会を開催した。（継続）

なお、出張合同相談会(10月21日)は、県社会保険労務士会と合同で鹿屋市で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月21日(日) 10:30～15:30	リナシティかのや(鹿屋市)	1件
23日(火) 14:30～17:00	県庁労働委員会	※定期相談会参照
27日(土) 10:00～16:00	鹿児島市勤労者交流センター	2件

##### (3) 周知月間以外の出張相談会

鹿児島市勤労者交流センター（キャンセル）において出張相談会を開催した。（継続）

日時：9月2日(日) 10:00～16:00 相談件数：2件

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・平成30年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	7	7	7	5	6	8	10	6	7	14	8	6	91
委員相談会	2	1	4	3	4	8	5	2	3	3	4	2	41
(うち電話相談)	(1)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(5)
計	9	8	11	8	10	16	15	8	10	17	12	8	132

・相談内容別件数 (平成31年3月31日現在)

相談内容 \ 年度	26	27	28	29	30	計
経営又は人事	80	96	67	58	64	365
賃金等	56	44	36	31	26	193
労働条件等	55	15	28	20	15	133
職場の人間関係	41	38	37	41	21	178
その他	23	13	11	5	6	58
合計	255	206	179	155	132	927
うち委員による相談会	68	45	45	37	41	236

※ 相談内容は主なもので計上  
 ※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職場の人間関係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実  
ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載  
鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

- (5) 定期相談会、出張相談会、周知月間中の相談会については、テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報  
個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。平成30年7月には県政広報「新聞インフォメーション」に「労使間のトラブルに関する無料相談会」について掲載した。(継続)  
県広報公式ツイッターに加え、平成30年5月からは、フェイスブックにも定期相談会等の情報を掲載した。(新規)

【関係機関等】

- (7) 労使団体・関係機関等との連携  
関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)  
また、出張合同相談会(10月21日)の開催に際しては、鹿屋市及び周辺の市町に広報を依頼

するとともに、社会保険労務士会と連携して合同で相談に対応した。(継続)

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会の掲載を依頼した。(継続)

【その他】

(9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に、個別労働関係紛争のあっせん制度や相談会情報を掲載した。  
(継続)

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が高校・大学において、労働委員会制度等についてPRを行った。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講師名
公 益 委 員	平成30年10月23日(火) 10:30~12:00	鹿児島大学	法文学部	約220人	采女 博文 委員
	10月16日(火) 10:45~11:35	屋久島高等学校	全校生徒	約160人	采女 博文 委員
	10月25日(金) 16:10~17:00	開陽高等学校	3年生 (就職内定者)	約30人	宮廻 甫允 会長
	平成31年1月24日(木) 10:00~10:50	樟南高等学校	3年生	約240人	平田 浩和 委員
	2月4日(月) 11:10~12:00	薩南工業高等学校	3年生	約130人	新納 幸辰 委員
	2月6日(水) 11:05~11:55	隼人工業高等学校	3年生	約140人	田中佐和子代理
労働者 委 員	平成30年10月29日(月) 17:30~18:00	レクストン鹿児島	(一社)鹿児島県労働者福祉協議会	約70人	下町 和三 委員
	12月15日(土) 13:30~14:00	九州労働金庫 鹿児島本部	九州労金労組 鹿児島支部	約30人	奥 恵利美 委員
	平成31年2月2日(土) 14:30~15:00	レクストン鹿児島	連合鹿児島 地方委員会	約70人	原園 正敏 委員
使用者 委 員	平成30年11月9日(金) 16:10~17:00	南さつま市金峰支所	南さつま市 商工会	約20人	吉富 秀介 委員
	12月18日(火) 13:30~14:00	レクストン鹿児島	県経営者協会	約50人	久永 修平 委員
	平成31年2月5日(火) 15:40~16:00	鹿児島 サンロイヤルホテル	県中小企業団体 中央会	約100人	米盛庄一郎 委員

(1) 公益委員による出前講座



児島大学 (H30. 10. 23)



屋久島高等学校 (H30. 10. 16)



開陽高等学校 (H30. 10. 25)

鹿



樟南高等学校 (H31. 1. 24)



薩南工業高等学校 (H31. 2. 4)



隼人工業高等学校 (H31. 2. 6)

(2) 労働者委員による出前講座



(社) 県労働者福祉協議会  
(H30. 10. 29)



(九州労金労組鹿児島支部  
(H30. 12. 15)



連合鹿児島地方委員会  
(H31. 2. 2)

(3) 使用者委員による出前講座



南さつま市商工会  
(H30. 11. 9)



県経営者協会  
(H30. 12. 18)



県中小企業団体中央会  
(H31. 2. 5)

## Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

毎月第2火曜日に開催している労働問題研究会（外部講師等による研修）については、委員が出席する会議における議題の事前検討に加え、鹿児島労働局との意見交換会、中労委作成の論点別調整事件解説集を活用した事例研修などを行った。

特に、前鹿児島県労働委員会会長代理の末永睦男弁護士を講師として招いた特別講演会は、労働関係機関・団体にも参加を呼びかけ、多数の参加があった。

また、あっせん事件終結時には、総会において担当あっせん員による所感発表及び全委員による意見交換を行い、情報の共有を図った。

さらに、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（JIRRA）、労働契約解説セミナー（厚生労働省）等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか、事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」をほぼ毎月実施し、個別労働紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

### ○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講師	内 容
平成30年 4月10日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
5月8日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討
6月12日	事務局職員	・全国労働委員会会長連絡会議 議題検討
7月10日	事務局職員	・論点別調整事件解説集による事例研修 ・不当労働行為審査事件における審査の実際（総論）
8月7日	鹿児島労働局職員	・働き方改革関連法の内容、施行に向けた取組等
9月11日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
10月9日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討
11月13日	事務局職員	・論点別調整事件解説集による事例研修 ・不当労働行為審査事件における審査の実際（調査）
12月12日	事務局職員	・今後の労働委員会の在り方に関する意見について ・不当労働行為審査事件における審査の実際（審問等）
平成31年 1月8日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換
2月12日	末永睦男 弁護士	・労使紛争の解決に向けた考え方と手法 ～8年間の労働委員会委員の経験から～



労働問題研究会特別講演会(H31. 2. 12)

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
5月30日	労働契約終了、離職に伴う諸問題	10月26日	職場における労働者のプライバシー
6月28日	不当労働行為審査制度	1月23日	障害者福祉サービス
7月26日	労働契約締結に伴う諸問題	1月31日	高齢・少子社会の就業支援
8月29日	労働者性と使用者性	2月28日	企業秩序と懲戒
10月1日	男女における雇用の平等		

Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年6月を1年（団交拒否のみの事案については10月）に改め、平成24年7月1日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

平成30年度は係属事件がなかった。